

## 総論

### 第2章 児童の家庭と環境

#### 第1節 家庭の状況はどうか

##### 1 問題親に影響される児童

児童の問題は、第一義的には家庭の問題である。児童にとって、家庭はもつとも基本的な日常生活の場であり、児童は、その一つの社会のなかにおける人間的ふれあいを通じて成長していくからである。社会の進歩、経済の成長、文化の発展などによつて、家庭の持つていた機能は変化した。また、のちにみるように、家庭の規模が縮小し、かつ、その構造が単純になつてきている。しかしながら、家庭における児童の養育の重要性は、昔も今も変わらない。家庭にまさる児童養育の場はないからである。このことは世界各国においても同様に認識されている。社会、経済、文化がどのように変化しようとも、家庭の役割はますます重要なものとなるであろう。

家庭が崩壊したり、夫婦間または親子間の人間関係が円滑さを欠いた場合の児童に与える影響はあまりにも大きい。児童の健全な育成のためには、なによりもまず健全な家庭が形成されなければならないのである。

ところで、家庭における児童の養育の担当者としての親には、育児についての自信喪失、過度の教育熱心など、さまざまの問題が混在している。総理府の「子供のしつけなどに関する母親の意識(46年3月)」によれば、しつけについての主なる担当者が父親である場合は、4%にすぎない。第2-1-1表は、児童のしつけについて、夫に注文があると答えた妻が、夫に何を注文しているかを示したものであるが、家庭において無とん着、不干涉な父親像が浮かびあがる。家庭における父親の役割は、単にしつけだけではなく、児童のよき相談相手として、たとえば児童の生活設計や価値観の形成に指針を与えることにもあるが、これらについての話し合いも、のちにみるように少ない。父親が自信をもつて育児の座にもどることが望まれる。

一方、母親にみられるのは、家庭における母親の育児の価値を軽視して、すぐに公共の機関にたより、それが合理的であると信じているとか、過度の教育熱心とかである。児童の遊ぶ時間を奪い、学習塾でつめこみ教育をすることが、児童の人格形成のうえに悪影響をもたらす、それがひいては情緒障害、登校拒否、小児ノイローゼなどを招いていることは、児童相談所でしばしばみられるケースである。大阪府の「いわゆる教育ママの実証的研究(43年5月)」によつても、母親が過度に干涉するほど、児童は反抗的になることが知られている。

第2-1-1表 しつけに関する妻の夫に対する注文

第2-1-1表 しつけに関する妻の夫に対する注文  
(46年3月)

(単位：%)

夫 に 対 す る 注 文	構成割合
子供ともつと接触してやつてほしい	21
あまりにあまやかしたりかわいがつたりしないでほしい	16
大事なことは徹底的にしつけてほしい	16
相談した問題に対してはもつと関心を示してほしい	12
なにも言わないので少しは何か言つてほしい	11
自分の方針やしつけたいと思つていることにもつと協力してほしい	10
細かいことでも積極的にこどもをしつけてほしい	10
卒先して模範を示してほしい	8
一貫した基本方針をしつかりもつてほしい	7
気がついたことをどンドン自分に助言してほしい	7
そ の 他	27

資料：総理府「子供のしつけなどに関する母親の意識」

注 複数回答である。

育児意識が低下しているとみられる面もある。第2-1-2表は、養護施設に入所した児童の養護問題発生理由を示したものであるが、「両親の行方不明」がきわだつて高くなつているのが注目される。特に母親の行方不明が多い。両親の離別、棄児、虐待、酷使、放任、怠だを合わせると50%をこえている。また、全国社会福祉協議会乳児福祉協議会の「昭和44年度乳児院収容状況実態調査」によつて乳児院に収容された乳児の入所理由をみても、父母の家出16.9%、離婚8.9%、母未婚6.9%などとなつている。問題親がいぜんとしてなくなつていない。

第2-1-2表 養護施設入所の理由

第2-1-2表 養護施設入所の理由

	36年調査	45年調査
総 数	100.0	100.0
両親の死亡	21.5	13.1
両親の行方不明	18.0	27.5
父	...	6.5
母	...	15.1
父 親 の 離 別	...	5.9
棄 児	17.4	14.8
父(母)の長期拘禁	5.0	1.6
父(母)の長期入院	4.3	3.0
父母ともに就労のため	16.2	15.7
虐待・酷使	3.3	1.8
放任・怠だ	0.4	2.5
父(母)の性格異常	5.7	4.7
そ の 他	5.7	5.6
	8.1	9.8

資料：厚生省「児童福祉施設等措置児童実態調査(36年10月)」

「養護児童実態調査(45年7月)」

児童の養育は、第一義的には両親の責任にゆだねられているのに、しつけに自信の持てない親、育児意識の低い親、過保護の母親、放任の父親など、児童の健全な成長をそ害する原因が親にある場合がみられるのである。こうした問題に対しては、両親が親としての自覚を持つことがなによりも大切であるが、家庭生活に対するじゆうぶんな認識と児童養育についての助言を結婚適齢期の男女および若い夫婦に与えるための新婚学級、母親学級による啓発や家庭児童相談室の相談活動などの社会的サービスが必要とされよう。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

総論

第2章 児童の家庭と環境

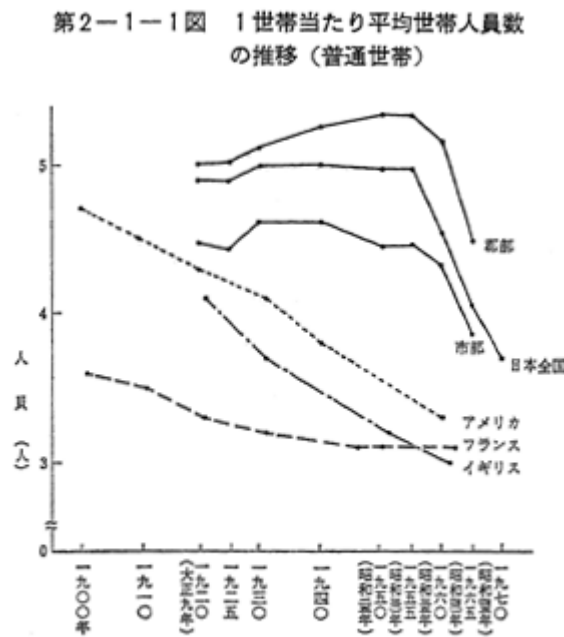
第1節 家庭の状況はどうか

2 世帯規模の縮小と核家族化が進む

急速な都市化社会の進展は、各種の問題を派生させているが、それが家庭に及ぼす影響も大きく、かつ、多様である。世帯規模および家族構成については、都市化の進展が顕著となつた30年以降の変化が注目される。

第2-1-1図は、1世帯当たりの世帯人員数の推移をみたものであるが、第1回の国勢調査の行なわれた大正9年から昭和30年までは、50人を前後してほとんど変化しなかつた。市部においても、郡部よりは0.5~0.9人程度少なかつたが、それでも4.5人前後から大幅な変動はなかつた。

第2-1-1図 1世帯当たり平均世帯人員数の推移(普通世帯)



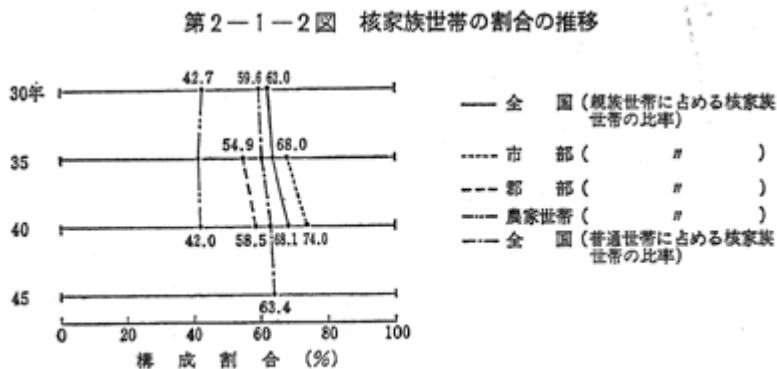
資料：総理府「国勢調査」(45年は1%抽出集計結果)  
U.N "Demographic Year Book"

ところが、昭和35年の国勢調査では全国においては4.57人に、市部においては4.33人に縮小し、さらに昭和40年には全国で4.05人、市部ではついに3.86人にまで減少した。

これを諸外国と比較すると、アメリカにおいては、1930年代に4人を割り、フランスにおいてはすでに1950年に3.1人となつている。しかし、わが国の場合はこの変化がきわめて短期間に生じた点が特徴的である。5人から4人に縮小した期間をとつても、アメリカでは約50年間の変化であつたのが、わが国では昭和30年代のわずか10年間の変化であつた。厚生省人口問題研究所の推計によれば、1980年には3.3人、1990年には3.1人と、ますます縮小する傾向にある。

しかも、この世帯人員の縮小は、同時に家族構成の大きな変化を伴っている。第2-1-2図は、夫婦のみ、夫婦と児童または片親と児童の世帯、いわゆる核家族世帯の親族世帯に対する比率をみたものであるが、その上昇は著しく、40年においては全国で68.1%となつている。同年の市部人口集中地区においては、実に76.4%が核家族である。ただし、農家世帯については、30年代に変化はほとんどみられない。この核家族化の傾向は、都市化社会のいつそうの進展によつて、さらに進むことが予測されるが、厚生省人口問題研究所の推計によれば、1980年には普通世帯に対する比率で約70%を占めるとみられている。

第2-1-2図 核家族世帯の割合の推移



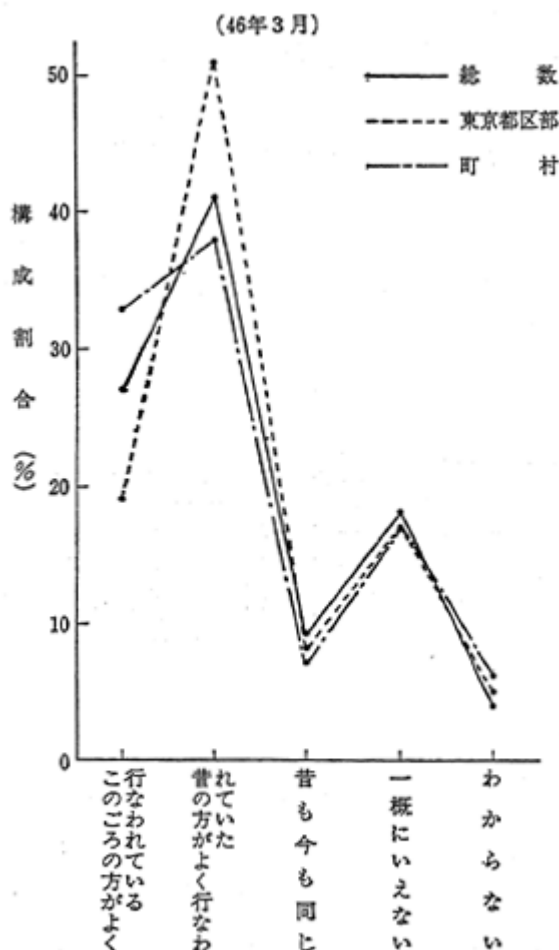
ところで、30年以降顕著に進行したこれらの変化は、単に家族の形態が変化したにとどまらず、家庭の機能にも変化を与えている。

現代においては、生産、教育、娯楽などが家庭外で充足されることが多くなつたのはいうまでもないが、児童を社会人にまで成長させるために必要な養育、しつけなどの家庭が果たすべき役割は、依然として存在する。

現在の都市生活においては、父親は大部分家庭外の職場で働き、のちにみるように子との接触時間はきわめて少ない。特に、共かせぎの場合であれば、子は生活時間の多くを両親との接触なしに過ごすことになる。農村においても、出かせぎが父親不在を常態化している。これらの場合でも、かつての直系家族的生活様式のもとでは、家庭内の誰かがその保護を補完していた。また、しつけ面においても、かつては家族構成員がそれぞれ役割を分担していたが、現在の若い夫婦は、かつて他の世帯員が分担していた役割のすべてをにないきつてはいないようである。第2-1-3図は、しつけに関する母親の意識を調査したものであるが、総数において約40%の母親が、昔の方がよくしつけられていたと答えていることは、体験に照らしてみても自らのしつけが不十分であることを認識しているということである。特に東京都区部においては、この比率が半数をこえ、しつけに自信のない母親が多いことを示している。

第2-1-3図 しつけの今昔

第2-1-3図 しつけの今昔



資料：総理府「こどものしつけなどに関する母親の意識」

きょうだい数の少なさも、家庭の機能を低下させている。きょうだい同志が、家庭内において相互に監視したり、協力することが、自然に社会的訓練になることが知られているが、ひとりつ子には、こうした人間関係訓練の場はない。厚生省統計調査部の「人口動態統計」によつて出生順位別出生の推移をみると、第1児出生の割合が昭和25年27.1%、昭和30年32.5%、昭和35年43.6%、昭和40年46.7%、昭和45年45.4%となつており、ひとりつ子が多いことが推測される。ひとりつ子が多い理由は、住宅事情、所得状況などさまざまあるが、大事に育てたいという意識の反面夫婦中心的な傾向があることを見のがせない。ところで、核家族におけるひとりつ子は、特に母親から強い影響を受けやすく、ともすれば保護過剰となる。いわゆる教育ママの異常なまでの教育熱に押しつぶされる児童も発生する。その反面、これらの児童には、依頼心が強い、基本的な生活習慣を身につけることが遅いなどの特徴がある。溺愛する母親はいても、それをバランスさせる誰かがいないのである。

世帯規模の縮小と核家族化は、すでに述べたように必至であるが、わが国の場合は、家制度を中核とした直系家族的生活慣習が長い間支配的であつたために、これらの変化に適応した新しい家庭がまだじゆうぶんに定着していないといえる。

結局、これら新しい家庭に対しては、専門的な社会福祉サービスが要請されるのであるから、各福祉事務所に設置されている家庭児童相談室および児童相談所の活動を、さらに積極的、かつ、効果的なものとする必要がある。

## 総論

### 第2章 児童の家庭と環境

#### 第1節 家庭の状況はどうか

##### 3 不足している親子の対話

---

家族の意志の交流に、話し合いは不可欠であるが、親子の話し合いはどの程度に行なわれているのであろうか。

親と子の物理的接触時間は、児童の年齢の上昇につれて減少することは当然であり、また、物理的に接触するからといって、必ずしも話し合いが行なわれるとは限らないが、その時間が多いということは、心の交流が行なわれる可能性が高いということはいえよう。

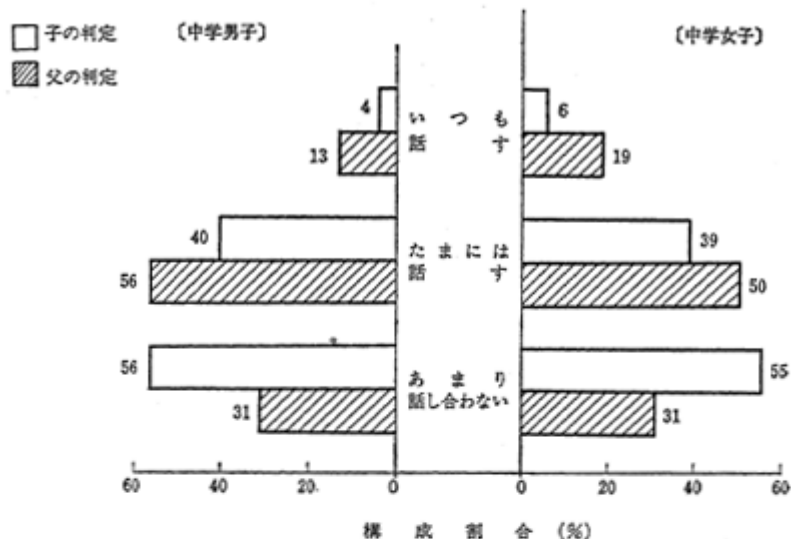
東京都の「中学・高校生の家庭生活(44年8月)」によると、父と高校生については4時間、母と高校生については6～7時間というのが1日の平均的接触時間といえる。

つぎに、親子はどんな話題を、どの程度に話し合っているのだろうか。東京都の同調査から、児童の同性の友人のことで、将来の生活のことについて、父と子の話し合いをとりあげてみよう(第2-1-4図)。

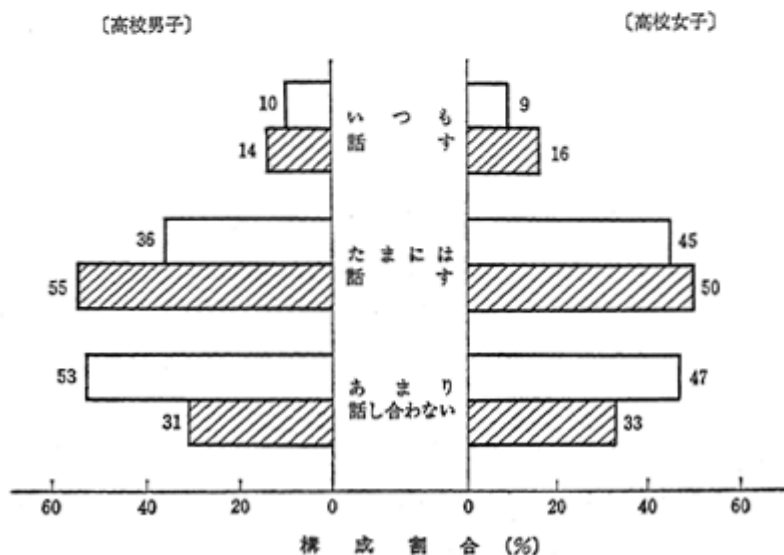
#### 第2-1-4図 父と子の話し合い(44年8月)

第2-1-4図 父と子の話し合い(44年8月)

1 子の同性の友人のことについて



2 将来の生活のことについて



資料：東京都「中学・高校生の家庭生活」

まず、子の同性の友人のことについてみれば、「あまり話し合わない」が50%をこえているのが注目される。児童にとって、両親に依存した生活から独立していく過程において、友人との生活の占める割合が大きいだけに、親としては家庭内の話題として積極的にとりあげ、適切な助言を与えることが必要とされるのに、対話はあまりにも少ない。

これに対し、父親の判定は甘すぎる。約70%の父親が話し合うとしており、「あまり話し合わない」父親は、約30%となつている。父親は話し合っているつもりでも、子の方では話し合わないと判定していることを意味するからである(同調査によれば、母親との話し合いはよく行なわれており、特に女子との間には判定のずれがほとんどない)。

つぎに、将来の生活のことについてみれば、「いつも話す」約10%、「あまり話し合わない」約50%となつている。父親の参加は、この話題についてもきわめて少ないといつてよい。親子の判定のずれも、子の友人のことについてほどではないが、やはり大きい。将来の生活についての親子の対話は、子の人生における生活目標の設定などのために、きわめて重要な意義を有するはずであるが、その対話が不足している(母親との対話は父親よりも多い)。

それでは、父親は家庭内で子とどのように接触しているかといえば、テレビによつてである。東京都の同調



査によれば、テレビを父といつもいつしよに見る児童は、中学、高校、男子、女子を通じてほぼ50%であり、この話題については約60~70%が話し合いを行なっている。

父親からすれば、濃密労働、遠距離通勤などによる疲れ、時間不足などが対話を不十分なものとしているという事情もあろうが、父子の対話不足は、父子の心理的距離を拡大する一方である。核家族化と世帯規模の縮小の著しい今日、児童の健全育成のためには家庭機能がじゆうぶんに発揮されることが必要であるが、それには何よりも親子関係が円滑でなければならない。親子がじゆうぶんに話し合いを行ない、心の交流を行なうことが必要である。とりわけ、父親は子との実質的対話に努力する必要がある。

---

---

総論

第2章 児童の家庭と環境

第1節 家庭の状況はどうか

4 留守家庭児童がふえている

日中を1人で過ごす児童がふえている。第2-1-3表は、学齢期の児童についての調査であるが、昭和43年11月30日現在で大阪府下の公立小学校で14.0%、公立中学校で17.6%の児童が、留守家庭の児童である。また、同年の6月25日現在の神奈川県調査(留守家庭児童・生徒調査)によれば、同県下では、この比率はそれぞれ15.0%、21.3%となつている。厚生省の「全国家庭児童調査(44年10月)」によれば、核家族世帯においては、約483万人が、「かぎつ子」であると推定されている。

第2-1-3表 留守家庭児童の比率

第2-1-3表 留守家庭児童の比率(43年11月)

(単位：%)

		留守家庭児童の比率およびその家庭類型	41年	42年	43年
小学生		留守家庭児童の比率 (A)	12.1	12.8	14.0
	(A)の内訳	両親共かせぎ子	83.7	84.3	85.2
		母子	11.2	11.0	10.2
		父子	3.4	3.3	3.1
	その他	1.7	1.4	1.5	
中学生		留守家庭児童の比率 (B)	16.0	17.1	17.6
	(B)の内訳	両親共かせぎ子	71.1	72.0	73.6
		母子	20.4	19.9	18.6
		父子	5.7	5.4	5.3
	その他	2.8	2.7	2.5	

資料：大阪府「不在家庭児童・生徒に関する調査」

注 留守家庭児童とは、その保護者が月間の大部分(3分の2以上)の日において、児童が学校から帰宅したときから夕刻までの間、不在になつているのが常態である者をいう。

しかも同表にみるように、留守家庭児童は年々ふえているが、それは共かせぎ世帯の増加によるものである。

児童を持つ母親の就労が増加しているのは、30年以降の日本経済の急速な経済成長が女子労働力に対する需要および職域を増大させていること、女性の社会参加能力が向上したことなどの基礎的条件の変化とともに、家事労働の軽減によつて時間的余裕が与えられるようになったこと、物価高、教育費の増大、消費ブームなどが家庭に入った婦人を労働に参加させる契機となつていることなどによると考えられる。ちなみに総理府の「かぎつ子の実態と対策に関する研究(43年3月)」によると、かぎつ子の母親の就労理由は、「生活には困らないが、さらに収入がほしい」が49.2%、「他に働く人なし、生活に困っている」が28.4%、「経済的理由なし、収入はじゅうぶんだがさらに収入がほしい」18.2%などとなつている。

留守家庭児童が放課後、保護者が帰宅するまでにどのように過ごしているのかをみたのが第2-1-4表であ

る。また、乳幼児を持つ働く母親も、のちにみるように増加している。

### 第2-1-4表 放課後保護者帰宅までの児童の状態

第2-1-4表 放課後保護者帰宅までの児童の状態  
(43年6月)

(単位：%)

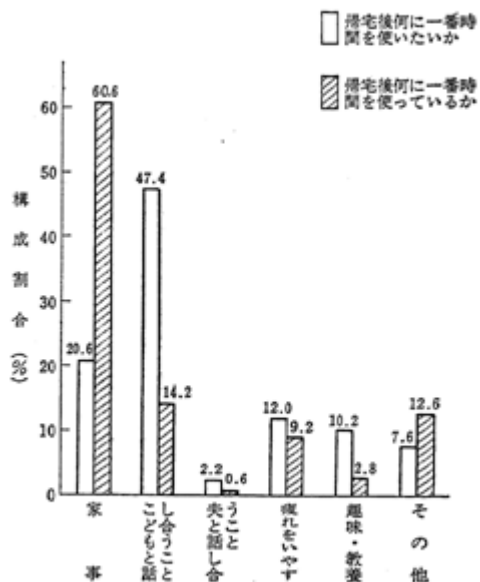
	小学生	中学生
自宅でひとり	17.8	17.7
自宅で兄弟姉妹、親せきと	40.2	39.5
自宅で両親または保護者が頼んである知人と	4.6	2.2
自宅で友人と	4.6	1.5
親せき宅で	1.8	0.4
両親または保護者が頼んである知人宅で	1.5	0.5
家族の働いているところで	1.7	0.5
学校、保育施設、児童館などにおいて一定時間まで保護されている	4.8	0.1
学校でクラブ活動をして	0.6	29.4
学校でなんとなく	0.6	1.8
塾で勉強して	3.1	1.6
公園、広場などで	3.3	0.4
自宅の付近で	12.6	1.9
街頭でひとり	0.7	0.1
街頭で友人と	0.9	0.3
その他	1.2	2.1

資料：神奈川県「留守家庭児童・生徒調査結果報告書」

ところで、留守家庭児童であるがゆえにというマイナス面の評価は、必ずしも明らかではないが、保育に占める母親の存在は、もとより何によつても代位しうるものではない。このことは、家庭から引き離されて施設で育つた児童には、ときとしてホスピタリズムといわれる施設児特有の精神的な発育不全が観察されることからもうかがえる。また、児童の具体的行動よりも、児童の意識にさびしさや欲求不満が潜在化していくことが問題とされよう。母親の育児不十分という意識は、第2-1-5図によつてもうかがえるが、この一種のあせりが児童に不安定な精神状況をつくりだすおそれがあるともいえる。総理府の「既婚婦人の就労に関する世論調査(46年7月)」によれば、児童が低年齢であればあるほど「子供に悪影響がある」とする者が多い。また、第2-1-6図にみるように、児童が低年齢であれば、「しつけ」、「性格」、高年齢になるに従つて「不良化」、「勉強」をあげている。

### 第2-1-5図 かぎつ子の母親の生活時間

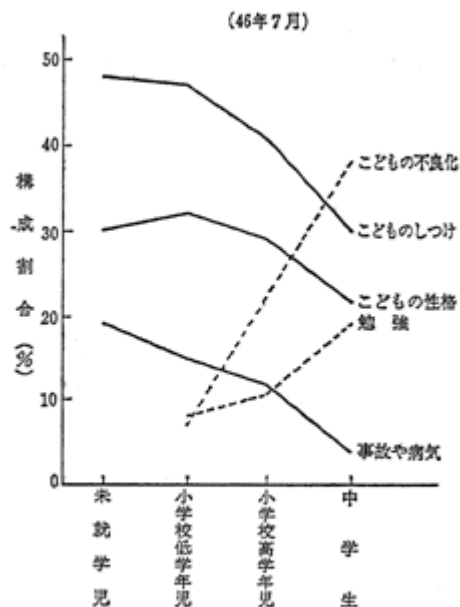
第2-1-5図 かぎつ子の母親の生活時間  
(43年3月)



資料：総理府「かぎつ子の実態と対策に関する研究」

第2-1-6図 母親の就労による子供への影響度

第2-1-6図 母親の就労による子供への影響度



資料：総理府「既婚婦人の就労に関する世論調査」

したがって、母親が就業するにあたっては、特に児童が乳幼児か低学年である場合には、自分の就業の及ぼす影響についての慎重な配慮が望まれる。いわんや、消費ブームにあおられての就業は、児童のために戒めなければならないであろう。

つぎに、農村においては、出かせぎによる父親の不在が問題とされよう。農林省の「農家就業動向調査」によると、昭和45年の出かせぎ者数は29万2,000人となっており、また、総理府の「出かせぎに関する意識調査

(44年2月)」によれば,出かせぎ者の50.2%が小・中学生の児童を持つている者である。この場合には,主として母親の不安感が児童に微妙な影響を与えているようである。また,父親の出かせぎは母親の農業従事時間を増加させている。農林省の「農業経営に関する意識調査(43年3月)」によると,農家の主婦の農業従事時間は,平常のときで5~8時間が38.2%,8~10時間が16.8%,忙しいときで8~10時間が32.4%,10時間以上が41.5%となつている。農村においては,祖父母などの保護者がいる場合が都市に比べて多いが,農業従事に忙しい母親にとっては,じゆうぶんな育児時間がない。

留守家庭児童の増加に対しては,家庭自身の工夫と努力が必要であることはいうまでもないが,児童館の拡充および児童館を拠点とするこども会,母親クラブなどの育成を積極的に推進するとともに,いわゆる育児休職制度の確立,児童手当の拡充などにより,母親が育児に専念できるような条件を整備することが必要である。

## 総論

### 第2章 児童の家庭と環境

#### 第1節 家庭の状況はどうか

##### 5 深刻な欠損家庭児童の問題

厚生省の「全国家庭児童調査(44年10月)」によれば、児童のいる世帯のうち、5.6%にあたる約90万世帯が、父または母、あるいはその両方とも欠く欠損世帯であり、その児童数は約138万人となつているが、38年に行なつた同調査においては、欠損世帯の児童数が約204万人と推計されていたので、欠損家庭は、その絶対数においは減少していると推計される。欠損世帯のうち、72.5%にあたる65万1,000世帯が父のみを欠く世帯であり、またそのうち35万2,000世帯が母と児童のみの世帯である。

欠損の理由は、同調査によれば、父については死別61.3%、生別26.2%、母については生別、死別ともほぼ同様に約40%づつを占めている。

死別による欠損については、交通事故および災害によるものが注目される。総理府の「交通事故などにより保護者を失つた児童・生徒などの調査(46年5月)」によれば、全国で交通遺児が6万366人、災害遺児が3万4,688人となつているが、特に交通遺児については、43年5月の調査によると2万8,331人であつたから、その増加はすさまじい。

世帯規模が縮小し、かつ、核家族化された現代の家族は、こうした外的圧力によつてくずれの危険性が高い。特に父親の死亡は、経済的にも決定的な打撃を与えることが多い。

総理府の同調査によれば、遺児の現在の保護者の続柄が母であるものは、交通遺児の場合で88.5%、災害遺児の場合で90.5%であるが、これは死亡した者が一家の大黒柱であつた父親が圧倒的に多いことを示すものであり、それだけに家庭の生活状況は極端に悪化する。第2-1-5表にみられるように、交通遺児の家庭の生活状況は、全国全世帯に対する被保護世帯の比率2.4%(45年度平均)と比較すると、きわだつて貧困な状態にあることがわかる。

第2-1-5表 交通遺児家庭および災害遺児家庭の生活状況

第2-1-5表 交通遺児家庭および災害遺児家庭の生活状況  
(46年5月)

	計	要保護世帯	準要保護世帯	その他	不明
交通遺児	60,366 (100.0)	4,952 (8.2)	17,565 (29.1)	34,484 (57.1)	3,365 (5.6)
災害遺児	34,688 (100.0)	3,574 (10.3)	11,364 (32.8)	17,762 (51.2)	1,988 (5.7)

資料：総理府「交通事故などにより保護者を失つた児童・生徒などの調査」

脚 1 「準要保護世帯」は、「就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」第2条第2号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるものをいう。

2 ( )内の数字は、%である。

なお、厚生省の「全国家庭児童調査(44年10月)」によると、母子世帯の生活保護受給率は12.3%、所得税課税

率は25.8%となっており、一般世帯の生活保護受給率1%、所得税課税率61.2%と比較すると、母子世帯の所得水準はかなり低くなっている。

遺児にとっては、父親を失っただけではなく、経済的理由のために進学をあきらめざるを得ないことも多い。また、母親にとつても、一家の経済を支えるために就労の道をさがさなければならないが、長い間家庭に閉じこもっていた中年の女性にとつて、条件のよい職場を求めることは、かなり困難である。

モータリゼーションの進行に伴う交通事故の増加、経済構造の変化を背景とする労働災害の多発、毎年繰り返される水害などによつて、欠損家庭になる例があとをたない。交通安全、労働安全などの強化とこれらの事故に対する補償措置の拡充などをはかるべきであるが、さらに福祉事務所、児童相談所および児童委員などによる生活指導の徹底、遺族年金、生活保護、母子福祉年金の拡充などの生活援護の強化を急がなければならない。

生別による欠損で多いのは離婚によるものである。家庭内の人間関係は、戦前の家の観念や制度に枠づけられたものから、個人の自由と権利を尊重するものに生まれ変わり、いまやその歩みは定着してきたが、家庭内における各自の地位と役割についての理解が不明確なままに家庭生活が営まれると、核家族においては、離婚という形で、家庭が崩壊する危険性が高い。

厚生省統計調査部の「人口動態統計」によれば、離婚件数はふえ続けており、離婚件数の結婚件数に対する比率でも35年8.0、40年8.1、45年9.3となっており、この比率はかなり高いものといえよう。45年の離婚件数は、9万5,917件であり、このうち59.1%が有子家庭の離婚であるが、第2-1-6表は、離婚によつて児童を誰がひきとつたかを調べたものである。これによると、ひとりつ子の場合、妻がひきとるのが58.4%となっているが、ふたりつ子以上の場合は、夫妻どちらかが児童全部をひきとることが多い。

第2-1-6表 離婚によつて誰が子をひきとつているか

第2-1-6表 離婚によつて誰が子をひきとつているか  
(45年) (単位:%)

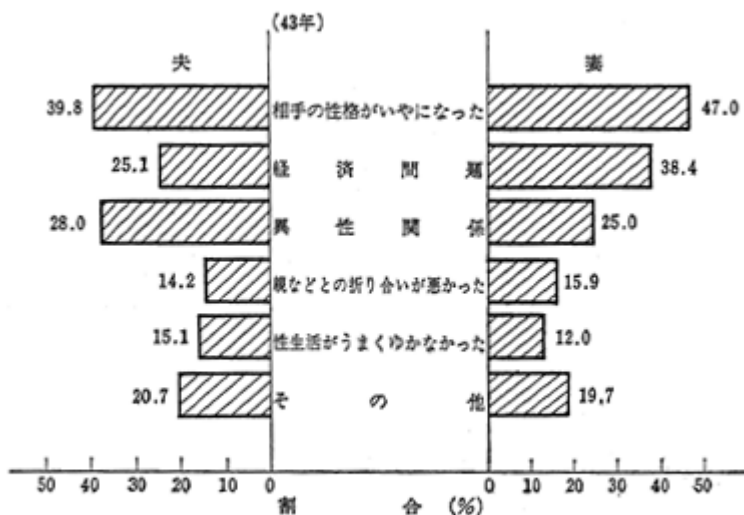
		離婚後妻がひきとつた子の数						
		0人	1	2	3	4	5	6
離婚前の子の数	1人	41.6	58.4	-	-	-	-	-
	2	39.2	17.9	42.9	-	-	-	-
	3	38.0	14.9	8.2	38.9	-	-	-
	4	32.8	10.7	15.0	6.1	35.4	-	-
	5	28.0	10.8	10.8	8.1	3.8	38.7	-
	6	16.4	9.0	6.0	9.0	9.0	6.0	44.6

厚生省統計調査部調べ

第2-1-7図にみるように、離婚の原因としては、性格の相異をはじめとして夫婦間に生じた問題によるものが多い。

第2-1-7図 離婚の理由

第2-1-7図 離婚の理由



資料：厚生省統計調査部「人口動態社会経済面調査」

註 複数回答である。

欠損家庭の原因としては、以上の事故死、離婚のほか、第2-1-2表にみるように父親、母親の家出が注目される。

このような離婚および親の行方不明には、家庭生活へのじゅうぶんな配慮と準備がないままに安易に結婚する結果とみられるものがあり、また父として、母としての責務に対する自覚が喪失していることによるとみられるものもある。しかし、現代の急激な社会経済の変化のもとでは基本的な価値観の確立が困難なときでもあり、結婚生活に入ろうとする、またやがてその年齢に達する青年に対しては、家庭生活に対する認識を確立させるための教育と、よりよい安定した結婚生活を営むことのできる配偶者の選択についての指導と助言を行なうことが必要であるといえよう。



総論

第2章 児童の家庭と環境

第1節 家庭の状況はどうか

6 不十分な住宅

生活の基本的な条件としての衣,食,住のうち,衣と食はかなり高い水準に到達したが,住はいぜんとして遅れている。特に大都市においては,密住と遠距離通勤という現象をもたらしている。

第2-1-7表にみるように,現在の住居に満足していない者が,大都市においてはきわめて多い。その内容をみると「部屋数が足りない」という理由が,圧倒的に多い。住宅規模の狭さを,イギリスの住居法(1936年)によつて評価したのが第2-1-8図である。同法は6.3~8.2m<sup>2</sup>を1人当たりの許容床面積とし,これに達しない場合は過密状態と定義しているが,わが国の場合にこの下限に近い床面積を3.5~3.9畳とすると,人口集中地区においては,持家のときでも23%が,民営借家(設備共用)のときには54%が過密状態にあることになる。

第2-1-7表 住宅の所有状況別現況

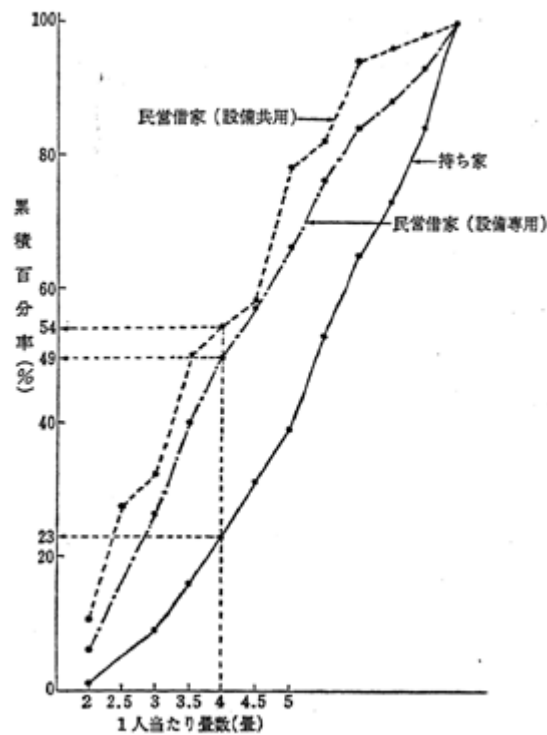
第2-1-7表 住宅の所有状況別現況  
(46年3月) (単位:%)

	所有 状況	現在の 住居に 満足し ている	現在の 住居に 満足し ていな い	満足していない理由						不明
				部屋数 がたり ない	家賃, 地代が 高い	古くな がつて いる	住居と 勤務先 が離れ ている	住宅環 境が悪い	その他	
総数	100.0	19.2	80.0	67.0	10.5	10.1	1.0	4.8	6.6	0.8
民営の借家	16.7	-	98.8	46.9	28.3	16.1	-	3.7	5.0	1.2
民営の借間	11.6	5.3	94.7	70.4	22.3	1.8	3.7	-	1.8	-
公団・公社住宅	8.3	14.6	82.9	88.3	2.9	-	-	8.8	-	2.5
公営住宅	9.8	2.1	97.9	89.4	-	6.3	-	-	4.3	-
給与住宅	21.8	15.9	83.2	75.3	-	6.7	1.1	7.9	9.0	0.9
持家	31.8	48.0	56.4	54.6	5.7	19.3	1.1	6.7	12.6	0.6

資料:東京都「生計調査特別調査報告」

第2-1-8図 住宅の所有状況別1人当たり畳数

第2-1-8図 住宅の所有状況別1人当たり畳数  
(人口集中地区) (43年)

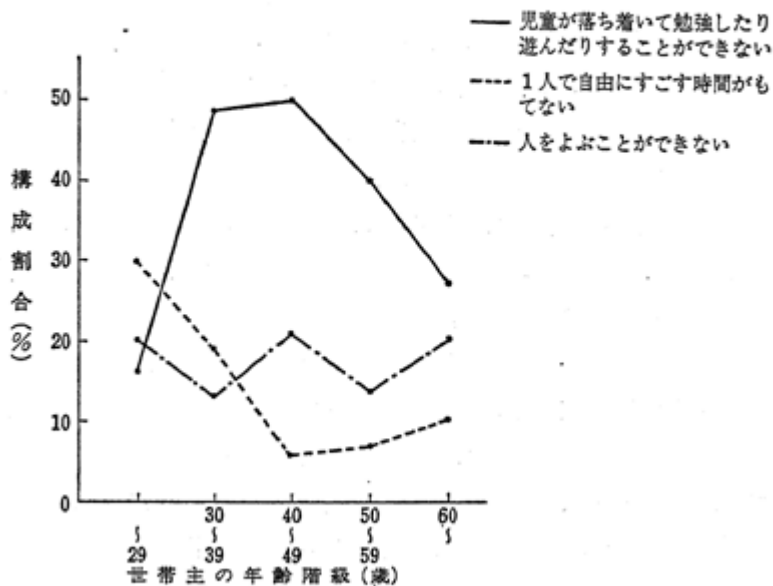


資料：総理府「住宅統計調査報告」

部屋がたりないという悩みが、具体的にどのような不便さを与えているかを示したのが第2-1-9図である。これによると、「児童が落ち着いて勉強したり、遊んだりすることができない」がもつとも多く、30代後半、40代になり、児童が学童期になると、児童専用の部屋の必要性に悩んでいることがわかる。このような家族周期の変化に合わせて、住宅を変えていくことは、地価の高騰、建築資材、工賃の上昇が続いている状況のもとでは、ますます困難なものとなっている。NHK放送世論調査所の「豊かな家庭生活への道程(42年2月)」によれば、住宅に不満をもつ人々は、どのようにして不満を解決するのかの問に対して、20%が「現在のままでも仕方がない」と答えている。異常な住宅難の一断面を示すものといえよう。

第2-1-9図 部屋がたりないための不便

第2-1-9図 部屋がたりないための不便  
(42年2月)



資料：NHK放送世論調査所「豊かな家庭生活への道程」

ところで、遊び部屋、勉強部屋、寝室などの児童専用の部屋をもつ児童は、厚生省の「全国家庭児童調査(45年5月)」によると、41.4%にすぎない。住宅の所有状況別では、持家で49.2%、借家ではわずかに19.7%である。

第2-1-8表は、両親と児童のみの世帯について世帯人員別、室数別の割合を示したものであるが、これによると3人世帯および4人世帯で2~3室、5人世帯で3~4室が多い。

第2-1-8表 世帯人員別室数(両親と児童のみの世帯)

第2-1-8表 世帯人員別室数(両親と児童のみの世帯)  
(44年10月) (単位：%)

	総数	1	2	3	4	5	6	7~
3人	100.0	8.1	34.4	28.1	15.6	7.8	2.9	3.1
4人	100.0	3.2	27.0	28.3	20.4	11.5	5.7	3.9
5人	100.0	2.0	16.8	26.2	26.7	14.1	6.1	7.2
6人	100.0	0.8	24.2	21.7	25.8	10.8	5.8	10.9
7~	100.0	3.6	28.6	10.7	17.9	14.3	10.7	14.3

資料：厚生省児童家庭局「全国家庭児童実態調査」

児童の成長段階に応じた住宅規模については、住宅対策審議会が「適正な居住水準について(42年2月中間報告)」において示したおよそ10年後の住宅規模についての基準がある。これによると、(1) 夫婦1寝室、(2) 幼稚園から中学生まで2人1室、(3) 中学生は男女寝室を分ける、(4) 高校生以上は個室をもつ、(5) 食事室と居間をそれぞれ独立させる、となつている。いま、夫婦と2人の児童からなる世帯について、この基準によつて、第2-1-8表による室数を評価してみよう。まず、第1子が女子高校生、第2子が男子中学生の場合は、5室以上必要であるが、これに適合するのはわずか21.1%である。つぎに、第1子が小学生、第2子が幼稚園児である場合は、4室以上が必要であるが、これに適合するのは41.5%である。これを、さらに借家についてだけ考えてみれば、さらに低い数値を示すこととなる。

結局、家族周期と住居水準の関係は、児童数が多くなるほど、児童が成長するほど、住居水準が悪くなり、児童

専用の部屋を確保することが困難となり,借家であれば,なおのことその水準は低下する。

つぎに,第2-1-7表にみるように,現在の住居に満足していない者のうち,民営の借家および民営の借間に居住している者は,「家賃,地代が高い」とする比率が全体の比率よりかなり高い。東京都の「生計調査特別調査報告(46年3月)」によれば,家賃,地代の生計支出に占める割合は,全世帯平均でも40年には3.5%であつたのに対し,45年には46%と上昇しているが,同年において民営の借家では12.5%,民営の借間では10.8%となつており,同年の民営の借家の世帯の平均生計支出が9万1,618円,民営の借間の世帯の平均生計支出が7万8,967円であることを考慮すれば,家賃・地代が家計の大きな負担となつていくことがわかる。

以上にみたように,狭少過密,高い家賃・地代という現象に表徴される住宅難は深刻であり,これが結婚,出産,育児,教育,老後の安定などあらゆる生活問題の根本的な障害となつていくことは明らかである。

家族数とその団らんに応じた住宅を確保することは児童の健全育成のためにも必要欠くべからざることであり,そのためにも住宅難を早急に改善することが必要である。

総論

第2章 児童の家庭と環境

第1節 家庭の状況はどうか

7 大きい養育費負担

家計負担のなかで児童養育費が大きな比重を占めていることは、第2-1-9表によつても明らかである。すなわち、義務教育終了前の児童が2人いる世帯では、家計現金支出に対する児童養育費の割合は31.0%であり、児童が3人いる世帯では、その割合が38.8%にも達している。

第2-1-9表児童の養育費

第2-1-9表 児童の養育費					
1 義務教育終了までの児童の養育費(児童2人いる世帯平均)					
区分	総支出	現金支出	現金支出の構成比	エンゲル係数	主食費食料費×100
家計	円 57,883	円 55,808	% 100.0	% 41.4	% 15.1
児童分計	18,101	17,283	31.0		
第1子	10,561	10,077	18.1		
第2子	7,540	7,206	12.9		
2 義務教育終了までの児童の養育費(児童3人いる世帯平均)					
区分	総支出	現金支出	現金支出の構成比	エンゲル係数	主食費食料費×100
家計	円 60,959	円 58,549	% 100.0	% 41.2	% 19.0
児童分計	23,964	22,716	38.8		
第1子	10,002	9,504	16.2		
第2子	8,054	7,637	13.0		
第3子	5,908	5,575	9.5		

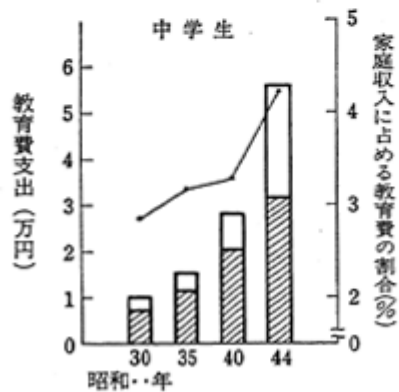
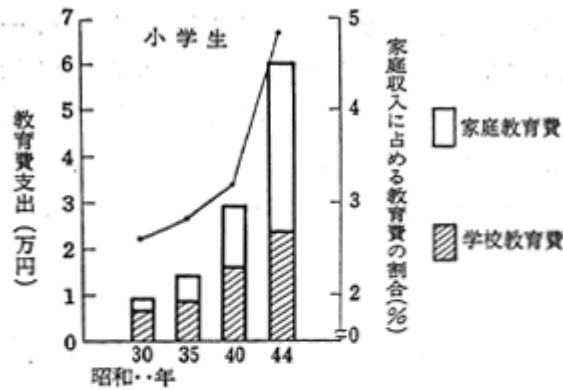
資料：厚生省「昭和42年度児童手当制度基礎調査結果報告」

児童養育費を構成する最大のものは食費であり、ついで教育費であるが、特に食費は消費者物価上昇の大宗であり、家計へひびく度合いが高い。

第2-1-10図は、児童養育費支出のうち、教育費の状況をみたものであるが、特に家庭教育費の増加が目される。これは、学習塾、ピアノ、絵、習字などのけいこごとへの支出が多くなつてきたことによるものである。文部省の「父兄が支出した教育費(44年10月)」によると、けいこごとへ支出している生徒数の調査対象全生徒に占める比率は、小学校で55.3%、中学校で17.5%となつているが、半面ではけいこごとにおいまくられて自由時間の少ない児童の姿でもある。

第2-1-10図 児童1人当たり父兄が支出した教育費支出およびその年間家庭収入に占める割合の推移

第2-1-10図 児童1人当たり父兄が支出した教育費支出およびその年間家庭収入に占める割合の推移

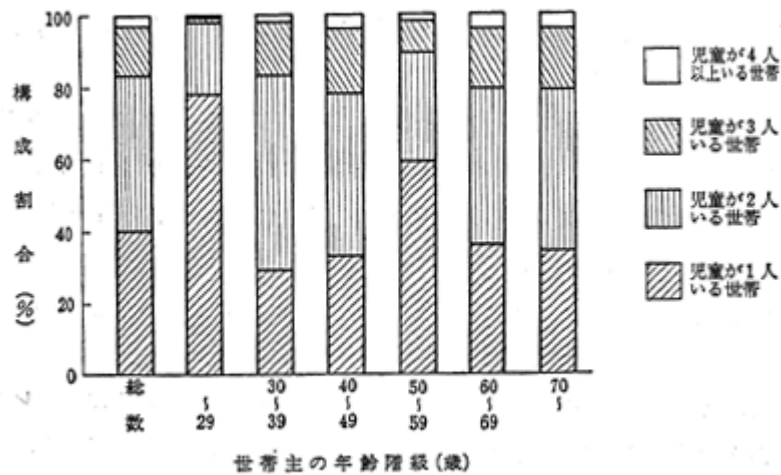


資料：文部省「父兄が支出した教育費」

現在の平均初婚年齢は、夫27.1歳、妻24.3歳であり、第2-1-11図にみられるように、夫が20歳代に第1子を、30歳代に第2子を持つのが典型的な家族周期となつている。児童養育費支出がもつともかさむ時期は、家族周期からみて、40～49歳であるが、この時期の賃金は、初任給の伸びが大きいこと、職務給・職能給が導入されつつあることなどにより、相対的に伸び悩んでいる。労働省の「賃金構造基本調査」によると、40～49歳の賃金は、39年には25～29歳の1.47倍であつたのが、44年には1.40倍となつている。

第2-1-11図 児童のいる世帯の構成割合(世帯主の年齢階級別)

第2-1-11図 児童のいる世帯の構成割合(世帯主の年齢階級別)  
(46年2月)



資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査報告」

児童養育費の圧迫は、児童数にも影響している。第1章第1節の1で述べたように理想的な児童の数を2人または3人とするのが多いのに、実際数は1人か2人である。その相違の理由を、「こどもにじゅうぶん手をかけたい」、「収入が少ない」とする者が多い。

以上のように、児童養育費は家計を大きく圧迫しているが、それが生活の不安定をもたらし、ひいては児童の健全な育成の障害となることも明らかである。46年度から発足する児童手当制度は、これらの事態に対処して、児童について必要な養育費を補給することによつて、家庭の経済的負担を軽減し、さらにこれを通じて、積極的に児童の健全な育成と資質の向上をはかろうとするものである。このような目的を達成し、児童手当制度に期待される機能を実現するためには、広くその趣旨の理解をはかることが何よりも必要であろう。

## 総論

### 第2章 児童の家庭と環境

#### 第2節 児童をとりまく生活環境はどうか

##### 1 児童と遊び

児童にとって遊びとは、本来の意味での遊びということとともに、成長過程のうえで、自分の体力を養い創造性を発揮し、集団のなかでさまざまな社会性を身につけ、自然に対し目を開くなどという重要な訓練の場でもある。事実、児童はその生活時間の相当な部分を遊びに費している。

また、児童の遊びに対する興味は、その発達段階に応じて変化する。総理府の「こどもの遊び場と学校開放に関する意識調査(45年9月)」によると、野球や鬼ごっこなどのからだを動かす「運動的な遊び」が全児童の60%を占めて、児童の遊びの主流となつているが、小学校の低学年では、忍者ごっこや戦争ごっこなどの「模倣的な遊び」が多いし、中学生になると、テレビをみたり、読書(マンガを含む)をしたり、レコード鑑賞をしたりなどの「受容的な遊び」がトップとなつている。

これらの遊びは、また、社会の影響をも受けている。それはたとえば中央児童福祉審議会が毎年推せんしている文化財の中から、幻燈と紙芝居が39年に姿を消し、その年はじめてテレビ番組が登場していることや、古くはプロレスごっこから最近のプラモデル作りなどに至る遊びの盛衰にあらわれている。

家庭や社会は、児童の遊びの重要性を認識し、児童の発達段階に適応した遊びに対して児童が正しい興味を持つようにするとともに、それらの遊びをじゆうぶんにできるように、その条件作りを進めていかなければならない。



## 総論

### 第2章 児童の家庭と環境

#### 第2節 児童をとりまく生活環境はどうか

##### 2 児童の遊びは変化している

---

児童が、仲間と戸外でのびのびと遊びまわつてこそ1で述べたように、体力も養われ、さまざまな社会性も身につく。しかしながら、都市化過密化の進展とともに、道路、原っぱ、空地などの児童の遊び場が、自動車に、住宅にと奪われてしまい、その結果、児童はその遊びの中心を屋外から屋内に移さざるを得なくなつた。それのもつとも顕著なあらわれがテレビと玩具である。

---

## 総論

### 第2章 児童の家庭と環境

#### 第2節 児童をとりまく生活環境はどうか

##### 2 児童の遊びは変化している

###### (1) 児童とテレビ

NHK放送世論調査所の「国民生活時間調査」によつて昭和45年の平日における10~15歳の児童の生活時間の使い方をみると、睡眠時間が8時間38分、勉強時間8時間26分、テレビ視聴時間2時間6分となつている。これを10年前と比較すると、睡眠時間と勉強時間はそれほど変化がないが、テレビ視聴時間は倍増している。

もつとも40年の2時間42分と比較すれば約40分の減少であり、ひと頃よりテレビにしがみついている度合いは減つてきているが、今の児童にとっては、生まれたときからテレビがあり、現在でも1日約2時間テレビをみているのであるから、このテレビのもたらす影響は甚大なものがある。テレビ番組をまねした「〜ごっこ遊び」がはやつたり、主人公のワツペンをつけた文房具類がよく売れたりするという現象だけでなく、性格形成期にテレビという新しい視聴覚文化が児童の余暇時間の大きな部分を占めていることからくる影響は、「この頃のこどもは本を読まない」などという言葉以上に、新しい状態を生みだしていくであろう。

総論

第2章 児童の家庭と環境

第2節 児童をとりまく生活環境はどうか

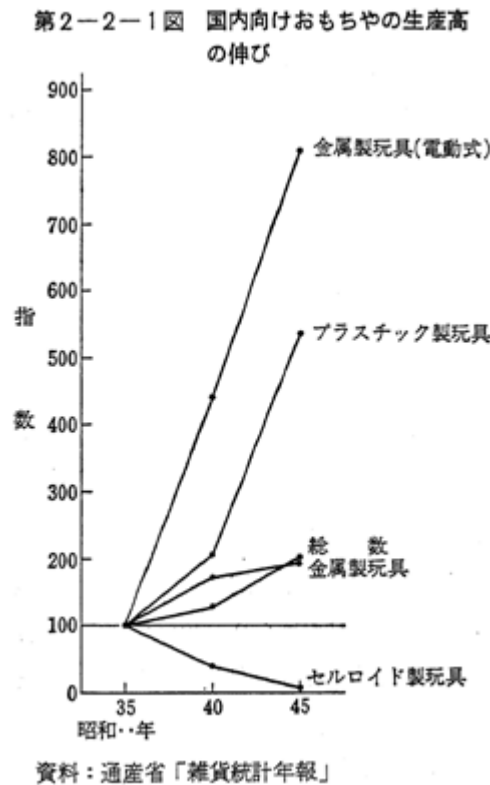
2 児童の遊びは変化している

(2) 児童と玩具

国内向け玩具の生産高は、第2-2-1表のように、35年と比較して45年には、約2倍となつている。このなかでも、電動式の金属製玩具と、プラスチック製玩具の伸びは著しい。電動式の金属製玩具の単価は、玩具平均の約5倍であり、仕組みも精巧なものが多い。プラモデルに代表されるプラスチック製玩具は、実際の生産高のシェアでも玩具全体の6割以上を占めている。

15歳未満の児童数は、35年の約2,807万人から、45年の約2,475万人と、300万人以上減少していることからみて、現在の児童は従来より玩具を使うようになり、そのなかでも、高価で精巧なものや、それほど創意工夫をする必要のないプラモデルなどのプラスチック製のものを使うことが多いといえることができる。

第2-2-1図 国内向けおもちゃの生産高の伸び



総論

第2章 児童の家庭と環境

第2節 児童をとりまく生活環境はどうか

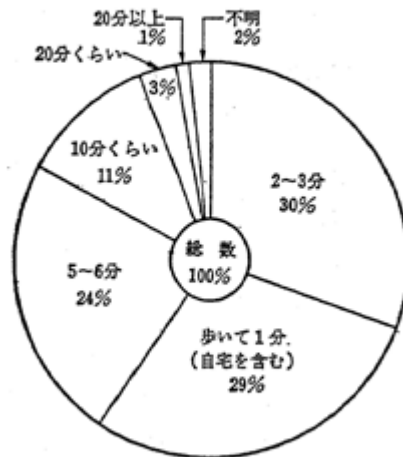
3 児童の遊び場は不足している

1であげた総理府の調査によると、児童の60%は「運動的な遊び」をしているが、そのための遊びの条件はそろっているであろうか。

まず、母親達は同じ調査で75%がこどもの遊び場に困っていないと答えているが、6大市や工場街では30%以上が困っており、一方、町村や農漁村では、14~15%しか困っていないと、地域別・居住地別に差がある。ところが、こどもがふだんどこで遊んでいるかの問いには、「自宅」と「近所の家や友人の所」という答えがそれぞれ52%、47%と圧倒的で、「公園など公共の遊び場」は第3位で21%、「空地」は15%(複数回答)となつている。また、第2-2-2表のように、こどもの遊びの行動半径も歩いて5~6分以分の所が83%という結果がでている。

第2-2-2図 こどもの遊び場所は、自宅から歩いて何分くらいのところにあるか(45年)

第2-2-2図 こどもの遊び場所は、自宅から歩いて何分くらいのところにあるか(45年)



資料：総理府「こどもの遊び場と学校開放に関する母親の意識」

実際に、児童遊園などの児童厚生施設の整備状況も遅れている。都市公園法による児童公園は45年で、1万803か所、児童公園の補完的役割をもつ児童遊園は年々増加しているが46年現在、3,255か所であり、両者合わせてもこれらの施設をよく利用する3歳から10歳の児童約900人に1施設、小学校数で見ると2小学校に1施設という状態である。

その他の児童厚生施設をみても、児童遊園より簡易で小規模の遊び場(いわゆるちびつこ広場)が、46年3月末で約2万7,000か所、児童館は、同じく46年3月末で1,600か所である。また、皇太子殿下ご成婚記念事業の一つとして36年度から建設が進められ、40年5月5日に開園した「こどもの国」は特殊法人「こどもの国協

会」によつて運営され、45年度には約73万人によつて利用されている。一方、県単位の大規模児童厚生施設として設置され始めた地方こどもの国は、46年5月現在、一部開園部分を含めて3か所にすぎない。

児童の遊び場の一つである学校の校庭なども、昼間開放しているのが44年7月現在において全小中高校の73%である。また、プールの施設はやはり44年7月現在で1万1,400であり、全小中高校の30%弱である。

このように絶対数の不足とともに、地域的なアンバランスも見逃せない。これは児童だけを対象としたものではないが、社会体育施設の1施設当たりの人口は、島根県、鳥取県、岩手県などが、450~460人台であるのに対し、愛知県1,002.7人、神奈川県1,211.4人、東京都1,336.3人、大阪府1,587.6人と、大都市をかかえる都府県では施設が足りないことがわかる。また、46年3月現在の都市公園の1人当たり面積も、全国平均2.7m<sup>2</sup>であるのに対し、東京都区部1.15m<sup>2</sup>、横浜市1.32m<sup>2</sup>、京都市0.99m<sup>2</sup>、大阪市1.42m<sup>2</sup>と大都市が低い。これらは児童の問題にも反映してくるものであり、大都市の児童は体育施設にも公園にも恵まれていないといえることができる。

今後は、たとえば年金の還元融資の活用をはかるなどにより地域の児童厚生施設、体育施設の計画的整備を進めていく必要がある。

総論

第2章 児童の家庭と環境

第2節 児童をとりまく生活環境はどうか

4 自然と親しむ機会が減少している

自然環境ほど都会と農山村との差の激しいものはないであろう。さきにみたように都市公園の1人当たり面積は全国平均2.7m<sup>2</sup>であるが、大都市の東京都区部、横浜市、京都市、大阪市などはさらに少ない。

大都市を背後にひかえた海水浴場では汚染が激しくなっている。第2-2-1表は海水浴場の汚染調査のうち、千葉、神奈川、大阪、兵庫の四府県の61海岸の45年と46年の汚染状況をみたものであるが、46年にはさらに悪化している。

第2-2-1表 海水浴場の汚染状況

第2-2-1表 海水浴場の汚染状況

(単位：%)

	千葉県 41海岸	神奈川県 7海岸	大阪府 1海岸	兵庫県 12海岸	計 61海岸
45年	19.5(8海岸)	28.6(2海岸)	100.0(1海岸)	66.7(8海岸)	31.1(19海岸)
46	26.8(11海岸)	57.1(4海岸)	100.0(1海岸)	66.7(8海岸)	39.3(24海岸)

厚生省環境衛生局調べ

註1 45、46年ともに同じ海岸だけを抜き出してみた数字である。

2 ( )内は汚染された海岸数

東京都の「自然と環境に関する世論調査(46年2月)」では、日常生活において都民が欲しているものは「緑」が第1位で53%もあり、環状線内では59%に達している。

また、昭和43年の日本造園学会の「樹木を主体とした都市景観の構成に関する研究」では、東京において、昭和7年に1,510ヘクタールあつた森林や野原などの自然の緑地が、昭和37年には140ヘクタールと10分1の以下に激減している。

これらの事実は、東京をはじめとする大都市においては、自然環境というものが身近に手に入らなくなっていることをあらわしている。

大都会の児童は自然を知らない児童として育ちつつある。現在でも、昆虫とはデパートで売っているものであると考える児童が笑い話でなく存在しようとしているほどになつている。今後は、まだある程度の距離にゆけば接触できる自然環境を大事にするとともに、身近な所に小規模でも数多くの緑の環境を作り出していくことが必要であろう。

厚生白書(昭和46年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

総論

第2章 児童の家庭と環境

第2節 児童をとりまく生活環境はどうか

5 刺激の強い社会環境

第2-2-2表は総理府の「社会環境の浄化に関する世論調査(45年9月)」の結果であるが、テレビ、出版物を代表とするマスメディアや風俗営業関係が、こどもたちの心身を害するという点で最近特に悪くなったものとしてあげられている。

第2-2-2表 こどもたちの心身を害するという点で最近とくに悪くなったもの

第2-2-2表 こどもたちの心身を害するという点で最近とくに悪くなったもの(45年)

(単位：%)

事	由	割	合
テレビの俗悪番組		48	
週刊誌などのわいせつ記事や写真		28	
こども向けの週刊誌や雑誌		27	
俗悪な広告と看板		24	
シンナーや睡眠薬遊び		17	
ピンク映画、暴力映画		16	
未成年者の喫煙、飲酒		10	
モーテル、連れ込み旅館		8	
ヌードスタジオ、ストリップ劇場		7	
スナックなどの深夜営業		5	
トルコ風呂		3	
その他		0	
ない、わからない		27	

資料：総理府「社会環境の浄化に関する世論調査」  
 注 複数回答である。

マスメディア関係としては、青少年保護育成条例による有害指定件数の推移をみると、36年には、映画など768件、雑誌など903件、広告物15件であったものが、10年後の45年には、それぞれ7,154件(9.3倍)、6,683件(7.4倍)、694件(46.3倍)と顕著に増加している。

風俗営業関係としては、深夜飲食店、ヌードスタジオ、ストリップ劇場、トルコ風呂などは、41年と比較してみても45年にはそれぞれ、1.6倍、1.4倍、1.3倍、1.2倍とそれほど増加しているわけではないが、ここで大きな問題となるのはモーテルである。さきにあげた総理府の「社会環境の浄化に関する世論調査」においても、モーテルが住宅地や民家の付近に建てられるとそのあたりの環境が悪くなると思うものが81%(非常に悪くなる41%,ある程度悪くなる40%),またモーテルが近くにあることは、こどもを健全に育てるうえで有害だと思っている人が70%という結果がでていいる。ところが45年9月段階で、モーテルの営業か所数のうち、住居地区周辺にあるものが17.0%,風致地区周辺にあるものが2.8%,合計19.8%という状態である。またモーテルにおける犯罪発生件数は昭和45年1月から9月までの間に刑法犯1,213件、特別法犯97件に達し、モーテルが犯罪の温床の一つとなつていいることを示している。このように児童にとつて有害なモーテルが42年の902から46年2月末の4,658と約5倍にも増加している。



このような刺激の強い社会環境の影響を受け、第4編第1章第2節の3にみられるように、少年非行は従来からの減少傾向がとまり、44年、45年において増加のきざしがみえはじめた。質的にも急激な社会の変動を反映して交通関係事犯、シンナー、接着剤などの乱用などの増加の傾向や、自動車などを利用した犯罪の広域化など従来と異質のタイプが現われている。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

総論

第2章 児童の家庭と環境

第2節 児童をとりまく生活環境はどうか

6 健全な社会環境づくり

5で述べたような有害な社会環境を浄化し児童を健全に育成するためには、社会全体の考え方やあり方に再検討を加えることが必要である。特に重要なことは、これらの有害な社会環境そのものを除去することと児童に健全な文化財を供給することである。それには以下のようなことが考えられる。

まず有害な社会環境そのものを除去するためには青少年保護育成条例がある。これは昭和26年に和歌山県ではじめて制定され46年7月現在で32都道府県がこの条例を制定している。これらの条例は、規制内容に相違はあるものの、青少年の健全な育成を阻害する行為や環境に対して規制を加えるものである。45年の取り締り人員総数は2万8,441人であり、補導人員数は4万9,555人である。有害指定件数はさきあげたとおり、映画など7,154件、雑誌など6,683件、広告物694件である。

優良な文化財の供給としては、従来から中央児童福祉審議会および各都道府県児童福祉審議会が、児童に有益な文化財を推せん、勧告している。実績は第2-2-3表のとおりである。また、テレビ、映画、雑誌などのマスメディアが児童に有益なものを多数作成することは、その影響の大きさからいつて非常に効果のあることである。そのためには有益な文化財製作に対しての助成などが考慮される必要がある。

第2-2-3表 中央児童福祉審議会の優良文化財推せん状況

第2-2-3表 中央児童福祉審議会の優良文化財推せん状況

	累 計	39年度	40	41	42	43	44	45
出 版 物	4,989	401	360	302	371	423	457	302
映 画	553	36	37	21	33	35	35	33
児 童 劇	97	8	8	7	5	5	7	9
放 送 (テレビ)	138	16	20	26	26	13	19	18
そ の 他	650	24	-	-	-	-	-	-

厚生省児童家庭局調べ

註 累計は、昭和26年1月から昭和46年3月までの数字である。

また現在のように性文化がはんらんしている状況においては、性に対し児童はさまざまな好奇心をおこしがちであるが、それを親や教師が禁圧すればするほど不自然な関心となり、非行の一因ともなりやすい。それに青少年の肉体の早熟化、性病のまん延などの状況、将来の健全な結婚生活の確保などからみて、正しい性教育を普及することが重要である。

## 総論

### 第2章 児童の家庭と環境

#### 第2節 児童をとりまく生活環境はどうか

##### 7 地域住民意識が低下している

東京をはじめとする大都市においては地域住民意識は低下している。

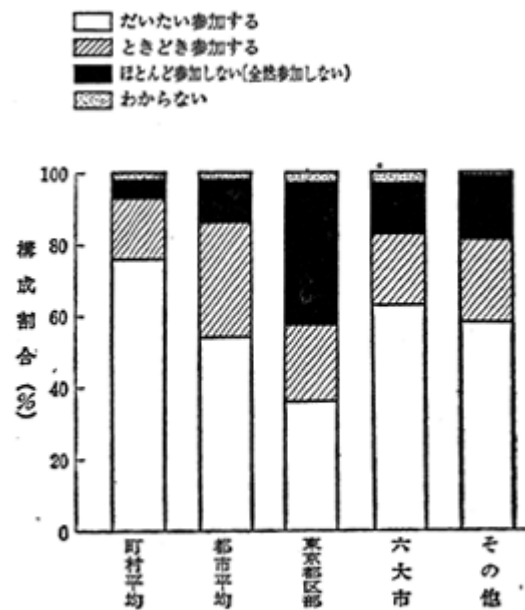
総理府の「住民自治組織に関する世論調査(43年7月)」によつて、町内会や自治会などの住民自治組織の加入率をみると、町村部96.9%、市部86.2%であるのに対し、東京都区部では66.7%となつている。

また、これらの組織の機能も低下しており自分の家庭の生活に役立つていないと答えた者が、町村部8.3%に対し、市部平均17.5%、東京都区部では22.6%となつている。

また、その組織の活動に対する参加状況においても、東京都区部では40.3%がほとんど参加していないと答えている(第2-2-3図参照)。

第2-2-3図 住民自治組織活動の参加状況(43年)

第2-2-3図 住民自治組織活動の参加状況(43年)

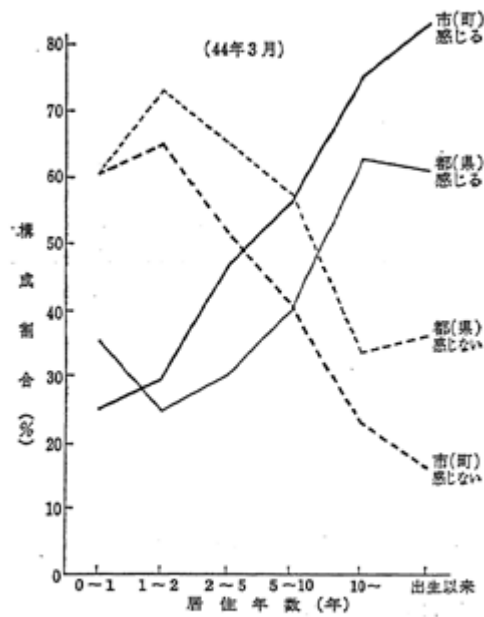


資料：総理府「住民自治組織に関する世論調査」

自分の住んでいる地域に対する愛着度に関しては、自治省の「大都市周辺における自治意識の実態調査報告(44年3月)」によれば、居住年数が5~10年になつてはじめて50%以上の方が自分の住んでいる地域に愛着を感じるようになるという結果がでている(第2-2-4図参照)。人口流入や、移動の激しい大都市において、地域に根ざした共同体意識が形成しにくいのも当然であろう。

第2-2-4図 居住年数別愛着度

第2-2-4図 居住年数別愛着度



資料：自治省「大都市周辺における自治意識の実態調査報告」

また、その地域の明日をになう青少年達は、総理府の「青少年の連帯感などに関する調査(45年11月)」によれば、自分の住んでいる地域社会を好きでない者(嫌いである、あまり好きでない)が21.9%を占めている。その理由をみると、町村部では、「まわりの人々の口がうるさい」という理由をあげる者が多い。また、「人の気持がつめたい」という理由が若干ながら都市部に多い。

全体として、都市部では地域共同体意識は非常に低下しており、町村部ではそれほどでもないが、町村部に住む青少年達はそれらの意識などを好まない傾向があり、また、現実問題としては青少年人口の都市への流出による過疎化現象により、共同体そのものの存立さえもあぶない面がでてきている。

## 総論

### 第2章 児童の家庭と環境

#### 第2節 児童をとりまく生活環境はどうか

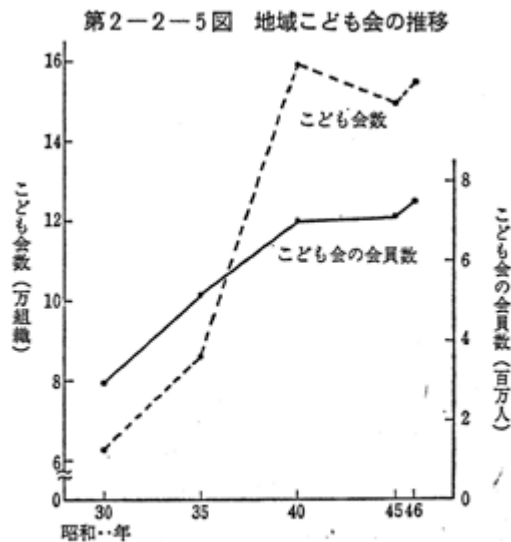
##### 8 地域活動の強化

7でみたように、古い共同体意識は薄れつつあり、これは今後とも進行していくものと思われる。

しかしながら、児童は家庭のなかだけで生活しているのではないし、その成長につれて行動半径も広がっていく。この児童の健全な育成を保障するためには、家庭どうしが協力し合い、地域社会ぐるみで見守っていく体制があることが望ましい。

そのためには、こどもの遊び集団を対象として小地域に作られている地域こども会の育成が重要である。地域こども会の数、加入状況は第2-2-5図参照のとおりで、46年3月末現在約15万5,000組織、約753万4,000人の児童が参加している。また地域こども会の育成組織であるこども会育成会、母親クラブなどや、指導者組織である児童指導班やVYS(Voluntary Youth Social Worker)の状況は第2-2-4表のとおりである。

第2-2-5図 地域こども会の推移



厚生省児童家庭局調べ

第2-2-4表 地域児童育成組織の概況

第2-2-4表 地域児童育成組織の概況

	育成会など		親の会、母親クラブなど		児童指導班、VYS	
	会数	会員数	会数	会員数	会数	会員数
30年	-	-	7,828	490,576	4,075	26,418
32	-	-	9,083	515,022	7,234	57,185
33	-	-	7,243	498,794	16,373	169,536
35	-	-	17,643	626,313	6,865	69,893
37	-	-	20,599	693,357	7,448	203,199
38	-	-	17,820	1,126,960	4,212	127,881
40	87,014	1,675,575	14,959	1,118,586	1,724	59,781
42	116,194	3,270,359	20,366	1,243,805	6,746	87,965
44	96,653	3,731,586	25,149	1,306,159	7,045	104,455
45	88,149	4,148,334	24,287	1,476,529	6,627	79,878
46	94,436	4,260,905	24,774	1,705,735	4,953	73,629

厚生児童家庭局調べ

また、母子の保健と福祉の地区組織である母子愛育班は、全国で約800あり、14万人が加入している。

地域こども会の数や加入数はここ数年増減をくりかえしているが、地域こども会の活動が活発に行なわれればまだ伸びるものと思われる。そのためには、良い指導者に恵まれているかどうか重要なわれ目であるが、現在の指導者数はなお不足しており、その研修もじゅうぶんには行なわれていない。

また、育成組織の内容をみると組織化はそれほど遅れているわけではないが、相互の話し合いや研修活動などを活発に行なっているとは言いがたい。

これら指導者の養成、母親クラブなどの活発化のためとして、46年現在で、指導者の研修のための研修会の費用の補助として約1,000万円の助成がなされているにすぎない。たとえば、46年4月現在、約8万6,000クラブ、約510万人が組織されている老人クラブの活動に対する補助が年々拡充されていることと比較しても、次代をになう児童の健全育成のための助成としては貧弱である。

当面、児童指導班やVYSなどの学生、青年が、地域こども会の良い指導者として育てられ、また安心して活動ができるよう配慮していくことが必要である。